

議案第 5 号

知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の 事務を補助する職員の補助執行について

知事の権限に属する事務のうち、次の事務について、秋田県教育委員会の事務を補助する職員が補助執行することについて同意する。

- 1 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設に関する事務
- 2 社会福祉法に規定する 2 以上の都道府県にわたり事業を行う社会福祉法人の指導監督等に関する事務
- 3 子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設の利用定員に関する事務
- 4 教育公務員特例法に規定する幼稚園等の教員に対する研修の実施に関する事務

平成 2 8 年 3 月 1 0 日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

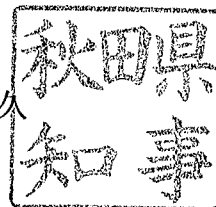
上記の関係法律の改正等に伴う知事の権限に属する事務について、既存の補助執行している事務と一体的に取り扱う必要があるため、教育委員会の職員に執行させる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



子 一 1907
平成28年3月3日

秋田県教育委員会
委員長 岩佐 信宏 様

秋田県知事 佐竹 敬久



知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の
事務を補助する職員の補助執行について（協議）

保育行政の振興については、日頃格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行については、「保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱」に基づき、事務を執行しておりますが、今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）第10条により、指定保育士養成施設の指定の権限及びこれに付随する事務が厚生労働省から都道府県に委譲され、平成28年3月31日から施行される予定となっていること、及び、社会福祉法第30条の改正により、複数の都道府県の区域で事業を行う社会福祉法人についても、原則として、その主たる事務所の所在地の都道府県知事が所轄庁とされ、平成28年4月1日から施行される予定となっていることから、当該事務等を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることについて、所要の規定の整備と併せ、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会委員長へ協議します。

担当

健康福祉部 子育て支援課

調整・子ども育成班 元野

TEL:018-860-1341 FAX:018-860-3844

E-mail:genno@pref.akita.lg.jp

理由

知事の権限に属する事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育等に関する事務、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する特定教育・保育に関する事務及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人（保育所のみを経営するもの、保育所及び一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を経営するもの、保育所及び一時預かり事業並びに地域子育て支援拠点事業を経営するものに限る。）の指導監督に関する事務等を、「保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱」に基づき、秋田県教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させているところである。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）第10条により、児童福祉法に基づく指定保育士養成施設の指定の権限及びこれに付随する事務が、厚生労働省から都道府県に委譲され、平成28年3月31日から施行されることとなった。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条の改正により、複数の都道府県の区域で事業を行う社会福祉法人についても、原則として、その主たる事務所の所在地の都道府県知事が所轄庁とされ、平成28年4月1日から施行される予定である。

保育士に係る事務及び県内の社会福祉法人の指導監督に係る事務については、既に教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させているところであるが、指定保育士養成施設の指定等の事務及び複数の都道府県の区域にわたり事業を行う社会福祉法人の指導監督等の事務についても、既存の事務と一体的に取り扱う必要があることから、当該事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることとし、その他所要の規定の整備と併せて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会委員長へ協議するものである。

教育委員会の事務を補助執行する職員に補助執行させたい事務の一覧

事務の種類	
根拠法令等の名称	事項名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	1 指定保育士養成施設の指定（第18条の6第1号）
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）	1 指定保育士養成施設の指定（第5条第1項及び第2項）
	2 指定保育士養成施設に係る変更の承認（第5条第3項）
	3 指定保育士養成施設に係る変更届出の受理（第5条第4項）
	4 指定保育士養成施設に係る事業報告の受理（第5条第5項）
	5 指定保育士養成施設に係る指定の取消（第5条第6項）
	6 指定保育士養成施設に係る指定の取消の承認（第5条第7項）
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	1 指定保育士養成施設の指定（第6条の3第1項）
	2 指定保育士養成施設に係る変更の承認（第6条の3第2項）
	3 指定保育士養成施設に係る変更届出の受理（第6条の3第3項）
	4 指定保育士養成施設に係る事業報告の受理（第6条の4）
	5 指定保育士養成施設に係る指定の取消の承認（第6条の5）
	6 保育士試験の受験科目の全部免除の決定（第6条の11の2第1項）
	7 保育士試験の受験科目の全部免除申請の受理（第6条の11の2第2項）
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	1 2以上の都道府県の区域にわたり事業を行う社会福祉法人（保育所又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを経営）の指導監督（第30条）
	2 清算人の届出の受理（第46条の7）
	3 精算結了の届出の受理（第47条の3）
	4 弁明の聴取書及び報告書の受理（第56条第7項）
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	1 特定教育・保育施設の利用定員を変更する場合の事前協議（第32条第2項）
教育公務員特例法（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）で改正後の法律）	1 幼稚園等の教諭等に対する初任者研修の実施（附則第4条第1項）
	2 幼稚園等の教諭等に対する10年経験者研修の実施（附則第5条第1項）